

## 2019年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2019年9月10日（火）

### ◎出口成信議員 一般質問（30分）

- 宿泊税について
- IRについて



### 出口成信議員への答弁 ※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

- 北橋市長（宿泊税—拙速批判について）
- 財政局長（一般財源でやるべき論について）  
（応能負担に反する論について）  
（免税点や課税免除がない問題）
- 企画調整局長（IR＝カジノ）
  
- 出口成信議員の再質問（IR＝カジノ）（宿泊税）
- 産業経済局長の答弁
- 出口成信議員の質問
- 産業経済局長の答弁
- 出口成信議員の質問
- 産業経済局長の答弁
- 出口成信議員質問

以上

## 2019年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2019年9月10日（火）

### ◎出口成信議員 一般質問（30分）

皆さんこんにちは、日本共産党の出口成信です。会派を代表いたして。般質問を行います。

まず、宿泊税について質問します。本市は観光振興の新たな財源として宿泊税の導入を進めています。今議会に条例案を提出し、来年4月施行を目指しています。

これまで本市の観光振興は市の一般財源によって、小倉城の改修やクルーズ船誘致など様々な施策が行われ、観光客数も増えてきました。

観光客が増えれば、関係者も潤い、本市税収も増えるため、さらに観光施策の充実を図ることができます。しかしここにきて、福岡県が新たな財源として宿泊税導入を決めたからという理由で、本市も福岡市と同じ条件で行うと、安易に導入を決めていいのでしょうか。

第一に、わずか40日間に4回の検討会議を開き、その間事業者や宿泊者向けのアンケート、パブリックコメントを実施するなど、宿泊税条例策定の進め方があまりに拙速です。宿泊事業者へのアンケート調査では、本市全宿泊施設187施設の内、回答が得られたのは58施設、31%で、特に客室30室以下の規模の小さな140施設からの回答に至っては、19施設13.5%しか回答が得られてないのは問題です。一方、宿泊者へのアンケート調査は、4施設のみを対象とし、わずか257人の宿泊者からしか回答を得られていません。平成30年の本市の年間宿泊者数は190万人あったことで比較すると、1万人に1.3人にしか調査を行えていないということになります。総務省の法定外税検討の留意事項にもあるように、納税者を含む関係者への十分な事前説明がなされていないと考えます。見解を伺います。①

第二に観光振興のための税金を、なぜ市内の宿泊者に限定し、また一律に負担させるのでしょうか。

観光振興で恩恵を受けるのは、本市を訪れる日帰りの観光客、宿泊事業者、飲食店など様々であり、宿泊者に限っていません。実際、観光施設来訪者の中で市内に宿泊した人は18.5%に留まっています。また、宿泊者全体の7割以上が観光以外の目的で来訪しています。それらの人たちに観光振興の税金を課すことに納得が得られるのでしょうか、これまでのとおり一般財源による観光振興を行うべきであり一部の人に負担をかけるのは間違いです。見解を伺います。②

第三に、低価格の宿泊施設の宿泊客や宿泊事業者に負担を強いる問題です。市と県の宿泊税を合わせて、税率200円の一律課税は宿泊料金が安いほど税の負担率が重く、宿

泊料金が低いほど軽くなり、税の応能負担の原則に反しています。宿泊業者はネット検索などでたえず激しい価格競争にさらされており、事業者アンケートでも「常連客から宿泊税をサービスするよう要望があると思う」などの回答が寄せられています。より低価格帯の事業者ほど 200 円の宿泊税を価格に転嫁できず、身銭を切らざるを得ない事態が十分に推察できます。

このように宿泊税は、消費増税に加えて、低価格の宿泊施設の宿泊客や宿泊事業者の暮らしと営業に大きな影響を与えると考えますが、見解を伺います。③

第四に免税点や、課税免除がない問題です。例えば東京都は宿泊料金 1 万円未満を課税免除とし、大阪府は 7,000 円未満非課税という免税点があります。また京都市や北海道の倶知安町では修学旅行は課税免除です。北九州市の条例案では免税点や課税免除もなく、修学旅行などへの配慮が欠けています。見解を伺います。④

次に IR について質問します。

安倍政権は、民間賭博場であるカジノを中核とする統合型リゾート＝IR の建設を計画し進めています。

IR は、日本の刑法でこれまで決して認められなかった民間賭博を解禁するものです。かつて競馬や競艇などの賭博が合法化された際には、法務省は目的の公益性、運営主体の性格、収益の扱いなどを内容とする違法性阻却の「8 つの考慮要素」を定め、この要件を満たすものに限るという条件を付けました。

ところが IR 実施法の制定過程では「8 つの考慮要素」の一つ一つが検証されることはありませんでした。議論を進めてきた内閣府特定複合観光施設区域整備推進会議ではたった一度の会議で「民間賭博も合法」と結論付けたのです。

安倍政権は IR 推進の最大の狙いを「外国人観光客を増やし経済成長の目玉にする」と、説明してきましたが、外国人観光客数は、カジノに頼らなくても豊かな自然など、今ある日本の観光資源を生かし磨きをかけることで、諸外国に比べても大きく増えています。北九州市でも、2014 年の 16 万 7 千人から 2018 年の 69 万 1 千人と、4 年間に 4 倍以上に大きく増えています。

こうした経過をふまえ、日本共産党はカジノを中核とする IR の誘致に断固反対です。

本市では本年度、市当局による空港島を候補地とした IR 事業者へのヒアリングを行いました。また今年 5 月に中小企業経営者協会などが北九州市 IR 推進協議会を立ち上げ、誘致を求める陳情を出すなど、IR 誘致を求める動きが強まっています。

しかし本市ヒアリングでは、IR 事業者から、「IR の適地として理想的でない」「オール九州体制構築の機運が必要」などと指摘され、残された時間を考えても現状ではほぼ不可能との見解が示されています。

本市はまだ「IRに対してはニュートラル」というスタンスを変えておりませんが、この機会にきっぱりと断念することを求め、質問を行います。

第一にカジノの違法性阻却の問題で市長は以前、私の問いに「8つの考慮要素の検証はされたと認識している」と答弁しました。しかし政府が「民間賭博も合法」と結論を付けた、という結果だけでそう認識したというのであれば、問題です。実際はまともな検討は行われていません。例えば解禁されるカジノは収益の7割がカジノ企業の懐に入り海外の株主や投資家にばらまかれるなど、民間事業者が私的利益のために、開設するものに他ならず「8つの要素」が求める「目的の公益性」はないと考えます。見解を伺います。⑤

第二にギャンブル依存症を増やし<sup>じんしん</sup>人心の荒廃を招く問題です。

すでにパチンコなどの影響で日本のギャンブル依存症患者は320万人、世界でも有数のギャンブル依存症大国と言われています。カジノ解禁がこれに拍車をかけることは間違いありません。カジノ推進派は、『カジノ収益の一部を依存症対策にあてる』という議論を持ち出していますが、カジノで患者を増やししながら、その金で対策をするなどマッチポンプそのものです。ギャンブル依存症患者をこれ以上増やさない最も有効な対策はギャンブル施設を造らないことだと思います。

カジノ推進派はカジノはIR全体面積のわずか3%未満だと言いますが、そこから生まれる年間何千億円という収益はIR全体収益の約8割を占めています。カジノ収益はカジノ客の負け金です。エンターテインメント、大型ホテル、ショッピングセンター、などの施設は、あくまでカジノに人々を誘うための施設にすぎません。カジノは多くの人々のくらしと生業を破壊し多重債務者やギャンブル依存症を増やすことで成り立つと言わざるを得ません。仮に人や会社がカジノで儲け、またそれが税収増につながったとしても、それを喜んで良いのでしょうか。「他人の不幸の上に我が身の幸福を築く」カジノの推進は、道義的退廃そのものであり、日本の観光文化と経済社会の土台を壊すものであり、断じて認めるわけにはいきません。北九州市はIR＝カジノ誘致は行わないことを表明するべきだと考えます。見解を伺います。⑥

以上第一質問を終わります。

## 出口成信議員への答弁 ※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

### ■北橋市長

#### (宿泊税——拙速批判について)

宿泊税の導入について、関係者への事前説明はどうであったかという質問であります。

観光産業の振興は、交流人口を増加させ、賑わいを生み、地域の活性化に寄与します。宿泊、飲食、小売りなど幅広い産業分野に雇用の創出と経済波及効果をもたらします。今後さらに多くの観光客を誘致するためには、観光資源の魅力向上及び情報の発信、旅行者の受

け入れ環境の充実など課題も多く、観光振興政策の財源の必要性は高いと考えております。

そのような中、本市の宿泊税の検討は、福岡県が宿泊税の検討を始めたという報道があったころ、平成30年の2月ごろであります。この頃から情報収集をはじめまして、平成30年7月には福岡県の有識者会議がはじまり、本市での宿泊税導入の可否について、検討に入ったわけであります。

福岡県は、平成30年11月に有識者会議からの報告書を受け、宿泊税の導入方針を決定いたしました。県の有識者会議では、旅行業者などにアンケート、ヒアリング、パブリックコメントで県民の意見も聞いており、本市においても宿泊税に対する一定の周知は図られておりました。その後、本年5月、福岡県と福岡市が合意し、7月には福岡県宿泊税条例が可決され、福岡市以外の北九州市を含む県内市町村では、一律200円を県が徴収するという事に決定されたわけであります。

福岡県と福岡市の合意後、本市におきましては、県との協議を鋭意進めまして、今年の6月26日には、北九州の市議会から課税自主権にもとづく宿泊税の導入について、本市として早急に取り組むよう強く要請するとの決議をいただきました。そして6月29日には、北九州市宿泊税に関する調査検討会議を設置し、検討を加速させたところであります。

調査検討会議には、学識経験者や旅行業、経済界の代表者の他、直接影響を受ける宿泊施設の関係団体からは、団体を代表する2名の委員にご就任をいただいて、県は4回、福岡市は3回でしたが、本市は4回の会議を実施して、丁寧な議論が行われました。

調査検討会議では、福岡県でも実施した旅行業者へのアンケートやパブリックコメントに加え、さらに宿泊者や市内全ての宿泊事業者へのアンケートを実施し、より広く意見を求め、慎重に検討されてきました。

パブリックコメントの結果、市民の意見もおおむね肯定的と判断され、調査検討会議から、本市の観光行政を取り巻く社会情勢や、財政状況などを踏まえると、観光に関する新たな財政需要に適切に対応していくために、新たな安定財源である宿泊税を導入することが適当である、との報告を受け、本市として導入を決断したところです。

一方福岡県とは、調査検討会議の報告を踏まえ、事務レベルでの協議を重ね、県と市の役割分担や、具体的な税額、徴収事務の一本化などについて協議を行った後、8月16日に合意書を交わしました。これまでも宿泊事業者の会合などで周知等に努めてきたところであります。

条例案を議決いただいたのち、さらに税の趣旨や制度について、詳しく説明をしてまいります。

福岡県からの要請もあり、県と共同して宿泊事業者だけでなく、広く納税者に周知できるように努めてまいります。

## ■財政局

### (宿泊税——一般財源でやるべき論について)

宿泊税について、3点お尋ねがありました。

まず宿泊者に課税する理由、それから一般財源による観光振興を行うべきではないかと

のご指摘にお答えします。

宿泊税の目的であります。本市では観光産業を市の成長を支えるきわめて重要な産業ととらえております。さらに多くの観光客を誘致するためには、観光資源の魅力向上及び情報発信、それから旅行者の受け入れ環境を充実することが必要であり、これらの施策に要する費用に充てる目的で宿泊税制度を創設するものでございます。

本市は自主財源である市税が相対的に少なく、大幅な伸びが見込みがたい一方、社会保障関係経費等の増加が見込まれ、今後も慎重な財政運営が必要な状況であります。

観光に関する新たな財政需要に適切に対応していくためには、新たな安定的財源が必要であると判断した次第でございます。

このような状況におきまして、受益と負担の関係や財源の安定的確保など、また福岡県及び福岡市を含めた先行自治体の状況など、さまざまな観点から検討した結果、新たな観光振興財源としての宿泊税を宿泊者に課することが適切であると判断したものでございます。

また宿泊者は来訪目的にかかわらず、本市に宿泊することによって、一定の行政サービスを享受するものであることから、ビジネス客など観光目的以外の宿泊者も一律に宿泊税の対象とするものであります。

いずれにしましても、納税者の理解は大変に重要と考えております。条例案を議決いただいたのちは、ビジネス客も含めた宿泊者である納税者に対して宿泊施設、空港、主要駅、観光案内書などにおける周知広報、市のHPにおける情報発信を行う他、できれば旅行事業者にも協力を得て効果的な周知を行い、税の趣旨や制度の内容について理解していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

また調査検討会議におきまして、ビジネス客も観光客として取り込んでいくような施策、PRの方法を検討すべき、とのご意見もございました。この点についてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

#### （宿泊税——応能負担に反する論について）

次に税率を200円と、一律にしたことに対するご指摘に対してお答えいたします。

宿泊税の税率につきましては、調査検討会議において、宿泊料金の多寡によって行政サービスを享受する程度は変わらないこと、広く課税し公平性を確保することが適当であるとの考え方が示されたうえで、報告書においても応益性や公平性、宿泊事業者の事務負担の観点から税率は一律とし、免税点は設けない。また高額な宿泊料金の部屋が少ないことから、当面は税率区分は設けない、とされたことを踏まえまして、今回一律とすることとしたものでございます。

また宿泊事業者が自己負担することなく、適正に宿泊税を徴収納入していただくためには、まずは、市から宿泊事業者や旅行事業者に対して、宿泊税の趣旨等について丁寧な説明を行うことが重要であると、考えております。

そのような周知の中で、宿泊税を宿泊料金に適切に転嫁する方策なども、宿泊事業者と協力しながら検討してまいりたいと考えております。

そのうえで、納税者となる宿泊者の理解を得ていくことも大変重要でありますので、宿

泊事業者はもとより、旅行事業者の協力を得つつ、また福岡県及び福岡市とも連携しながら、宿泊者に対する効果的な周知広報に努めてまいりたいと考えております。

なお、先行自治体であります、東京都、大阪府、京都市、金沢市におきましては、宿泊事業者の新たな事務負担などを考慮しまして、徴収した税額の一定割合を、奨励金や補助金といった形で交付しており、本市においても同様な制度が設けられないか、福岡県とも調整しながら検討していきたいと考えております。

### （宿泊税——免税点や課税免除がない問題）

次に免税点や課税免除、修学旅行に関するご指摘にお答えいたします。

まず宿泊施設の形態や宿泊料金にかかわらず、宿泊者が行政サービスを楽しむ程度は変わらないものと考えております。

また調査検討会議の報告書におきましては、応益性や公平性、宿泊事業者の事務負担の軽減の観点から、すべての宿泊者を対象に宿泊税を課税することが望ましいとされております。

さらに宿泊税の免税点や課税免除等の課税要件については、宿泊事業者の事務負担の軽減の観点からも、基本的には福岡県と同一とすることが望ましいと考えておりまして、実際に福岡県においても、免税点及び課税免除の規定は設けられていないというところでございます。

これらのことから、本市の宿泊税については、免税点は設けず、課税免除は行わないこと、としたところでございます。

なお修学旅行生に関する課税のあり方については、調査検討議会においても議論が行われたところであります。その中では修学旅行生も他の観光客と同様の行政サービスを受けること、他の学校行事との線引きが困難であること、宿泊事業者の事務が煩雑となること、福岡県の宿泊税は課税されることから、課税免除しないことが適当であると。一方で修学旅行を増やすための施策については、別途検討することが必要と考えられる、との提言をいただいたところでございます。

今後、この提言を踏まえつつ、関係部局において、必要な検討が行われるものと認識しております。

## ■企画調整局長

### （IR＝カジノ）

私からは、IRの誘致に関しまして、カジノは公益性とは言えない、という点、それからIR誘致は行わないことを表明すべきだ、この2点について合わせてご答弁をいたします。

昨年7月に成立しましたIR整備法では、国が民間活力によりまして、わが国を観光先進国に引き上げる原動力として、シンガポールやマカオなどと並ぶ世界水準の統合型リゾートの整備を目指すとしております。

具体的にはこれまでにないスケールとクオリティを有するMICE施設を整備することによりまして、国際的なMICEビジネスを展開すること。政府の観光戦略の目標であります2

030年に訪日外国人旅行者数を6000万人、訪日外国人旅行者の消費額15兆円に向け、世界中から観光客を集めること。来訪客を国内の各地の魅力的な観光地へ送り出すこと。IR区域の整備の効果を日本全国に波及させることを目標としております。

お尋ねのIRの公益性についてですが、一点目としてIRの施設は、カジノ施設のみならず国際会議場、展示等の施設など公益を実現する中核施設等、一体となった施設であることを要求しております。また国土交通大臣によります区域整備計画の認定にあたっては、厳正な審査を行い、上限数である3箇所を超えない範囲内で、優れたものを認定すること。また3点目として国土交通大臣は、当該計画の実施状況について、毎年度評価や一定期間ごとに認定の更新を行うとともに、IR事業者に対して、評価結果に基づきカジノ事業の収益をIR事業の事業内容の向上や都道府県等が行う当該計画に関する施策への協力に充てるよう努めることを義務付けていること。そして4点目として、カジノ事業者に対して国および都道府県等への納付金を義務付け、この納付金を観光の振興に関する施策、社会福祉の増進および文化芸術の振興に関する施策などの公益事業に充てること。などによりましてそれぞれ4点の段階において、IR事業の公益性の確保を求め、国が確認するための手続きが設けられております。

ご指摘のカジノの違法性阻却の問題につきましては、国の特定複合観光施設区域整備推進会議におきまして、目的の公益性など8つの観点に照らし検討がなされたうえで、最終的に国会において議決がなされ、法律が成立したものと認識しております。

IR誘致に関しましては、さまざまなご意見がございます。

本市は引き続き慎重に対応していくことが必要であると考えておりまして、ニュートラルのスタンスを変えることは考えておりません。

## ●出口成信議員の再質問

(IR=カジノ)

ちょっと時間がないので。

IRについて意見を述べておきます。カジノ実施法は、日本のカジノがどのようなものになるのか、制度の細目、311項目を、のちに定める政令やカジノ管理委員会にゆだねて国民にも国会にも示さないままに強行されました。これだけで違法性の阻却がされたとは言えません。私たちは公営ギャンブルにも反対の立場ですが、従来の刑法解釈を崩壊させる本法案は、公営どころか将来、パチンコ監禁の合法化や公営ギャンブルの民営化など、民営賭博の際限ない拡大に道を開くもので、まさにパンドラの箱を開けるものとなります。

日本社会に深刻な弊害をもたらすことは間違いありません。市長にはこれから先、IR誘致には手を上げないと宣言していただくよう、要望します。

(宿泊税)

次に宿泊税について質問します。

確かに1年ほど前から業者への意見聴取への奇形を設けてきたことは認めますが、それは北九州への宿泊税の導入の方針が示される前のことであって、具体的な宿泊税の賛否を問



うものではありません。その点で全事業者の理解と納得は得られているとは言えないと思いますが、お答えください。

### ■産業経済局長の答弁

まず、県が検討を始めまして、その後私も4月にですね、ここに赴任してきまして、ホテル事業者と会話する中でも、概ね宿泊税がかかるということは認識しておりました。ただ福岡市と福岡県がいろいろ協議する中で、その結果二重課税の経過がどうなるんだということは、非常に注目を持っていたところであります。

従いまして宿泊税は元々県が先行して話したものでございますので、宿泊事業者についてはおおむね周知されていたものと、言う風に考えております。

### ●出口成信議員の質問

県の条例は福岡市との協議で変更されて、今回トップ会議で北九州の条例案を示して県の条例も変更されつつあるという、いつ変更するかについても、しかるべき手続きを踏めば自由に変更が可能だという風に、考えます。あたかも県条例は、今でないと変えられないかのような前提に立って考えているように思いますが、その法的根拠というのはあるのか。

### ■産業経済局長の答弁

意味をつかみかねるところもあるんですけども、結局、県下で福岡市、北九州市と宿泊税の条例を決定するとすればですね、時期は同一でないといけませんので、そういった意味では今議会が適当ではないかと思っております。

### ●出口成信議員の質問

「バスに乗り遅れるな」と急ぐよりも、総務省の局長通知、179号にもあるように、十分な説明を行い、納税者の理解を得るように努めることが義務であり、優先すべきだと考えます。北海道の倶知安町、スキーリゾートの倶知安町ですけども、4年の議論を経て導入しました。新たな税を課すということは、それほど重いことだと思います。

この4年の議論をどのようにとらえますか。

### ■産業経済局長の答弁

確かに新しい税を課すわけですから、納税者、特別徴収事業者に周知を図らなければいけないと思います。

県が先行して検討会を開き、周知を図り、パブリックコメントを行い、その結果十分に周知を図ったと判断して県は、6月の議会上げて可決されたわけであります。

その議論の上に北九州市は議論をしております。県が行いました旅行事業者だけではなくて、宿泊者、そして市内全ての宿泊事業者にアンケートをとって、周知を図ってきたところでございます。その中でも特段ですね、反対であるという意見は大きくなかったという風に思っています。おおむねご賛同いただけたと思っております。

### ●出口成信議員質問

以前も産業経済局長は、毎日のように事業者の価格競争、ネットでのですね、価格競争は行われていると、こう答えています。これに消費税と宿泊税が上乗せされれば、さらに価格競争に拍車がかかると考えます。これまで北九州市では一般財源によって小倉城のリニューアルとか、夜景を生かしたおもてなしの観光施策とかを行ってきました。

それが突然、目的税を導入し、宿泊者から税金をとっておもてなしをしていくということになりましたと、ということに理解が得られるというふうには、到底思えません。

今からでも福岡県に対して撤回を要求して、市の導入を（中止！）すべきと考えて、意見を述べて終わります。

以上